

平成 30 年 度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

目 次

平成30年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容	1
2 主な用語の説明	2

調査結果の概要

1 調査・集計対象	3
2 初任給	3
3 賃金	3
4 年間の休日・休暇	4
5 所定外労働時間について	4
6 育児休業制度	4
7 子の看護休暇制度	5
8 介護休業制度及び介護休暇制度	5
9 高年齢者の雇用について	6
10 非正社員の活用について	6
統計表	7
調査票	27

平成 30 年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容

(1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

(2) 調査の時期

平成 30 年 7 月 31 日現在

(3) 調査の対象

日本産業分類(平成 19 年 11 月改定)による次に掲げる産業のうち、県内に所在する常用労働者 10 人以上を雇用する 1,400 事業所。

なお、調査対象事業所は総務省の経済センサス母集団情報(平成 29 年次フレーム)を参考として、産業別(一部分分類)・規模別・地域別に無作為に抽出した。

ア 鉱業, 採石業, 砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業, 郵便業

キ 卸売業, 小売業

ク 金融業, 保険業

ケ 不動産業, 物品賃貸業

コ 学術研究, 専門・技術サービス業

サ 宿泊業, 飲食サービス業

シ 生活関連サービス業, 娯楽業〈家事サービス業を除く。〉

ス 教育, 学習支援業

セ 医療, 福祉

ソ 複合サービス業

タ サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉

(4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 622 事業所(回収率 44.4%) 調査票…別掲 調査方法…郵送調査

※上記の中には一部の調査項目について未回答の事業所が含まれるため、統計表の事業所数と一致しない場合がある。

(5) 調査項目

① 新規学卒者の初任給……平成 30 年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒……事務系・生産職別

高専・短大卒……事務系・技術職別

大 学 卒……事務系・技術職別

② 賃金

③ 労働時間、休日・休暇

- ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度
- ⑤ 高齢者雇用
- ⑥ 非正社員の雇用管理

2 主な用語の説明

(1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

(2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をⅠ～Ⅴに分類した。

Ⅰ規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅳ規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅴ規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

※ 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

平成30年度に採用された新規卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(5) 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
多様な正社員	正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員。
非正社員	正社員以外の労働者(契約社員、臨時的雇用者、パートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他)をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用(日雇)している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。(雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む)
パートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)
派遣労働者	労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

[・] …… 該当のないもの [0] …… 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、総務省の経済センサス母集団情報(平成29年次フレーム)を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

調査結果の概要

1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

- (1)経済センサスの対象事業所から規模別、業種別、地域別の割合を考慮しながら調査対象事業所を抽出した。
- (2)集計対象調査票回収数は622事業所(回収率44.4%)であった。
- (3)集計の対象となった常用労働者数は、28,280人であった。

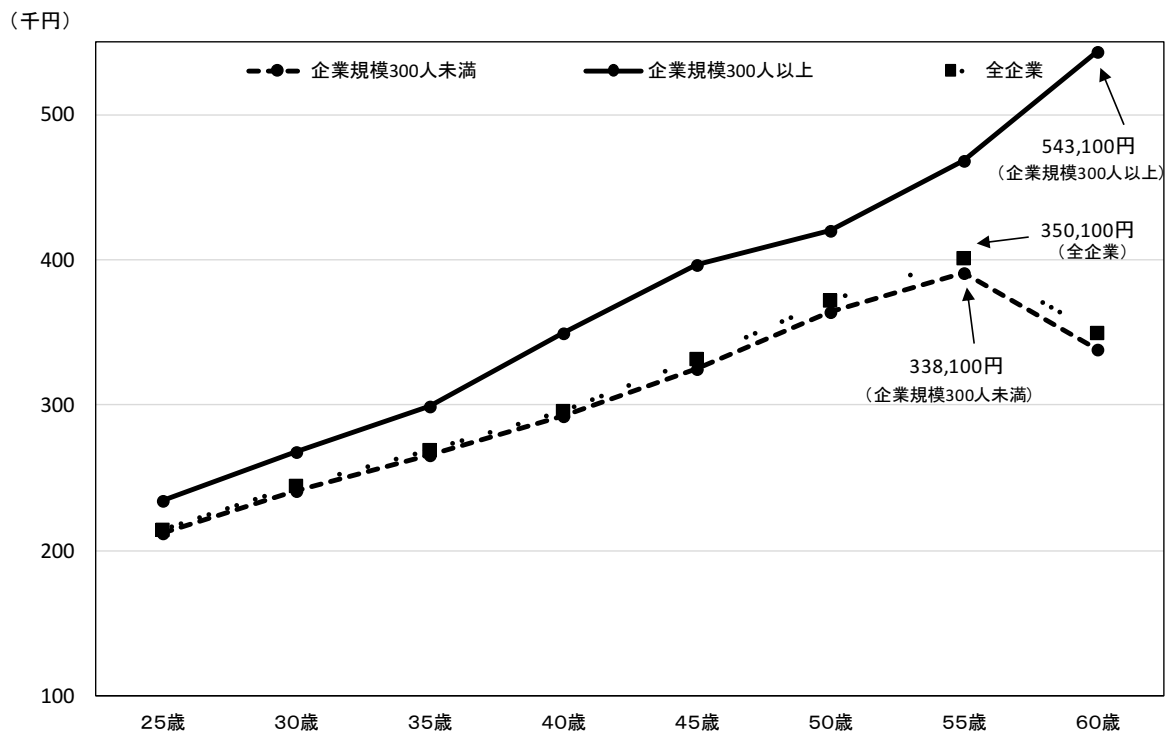
2 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、平均で中学校卒業者は155,800円、高校卒業者の事務職等は164,400円、生産職は168,200円、短大・高専卒業者の事務職等は174,300円、技術職は178,500円、大学卒業者の事務職等は189,800円、技術職は194,900円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

3 賃金〔第4表、第5表、第6表〕

55～60歳に賃金のピーク(〔図1〕矢印の箇所)がある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

【図1】大卒正社員の年齢別平均賃金（企業規模別）



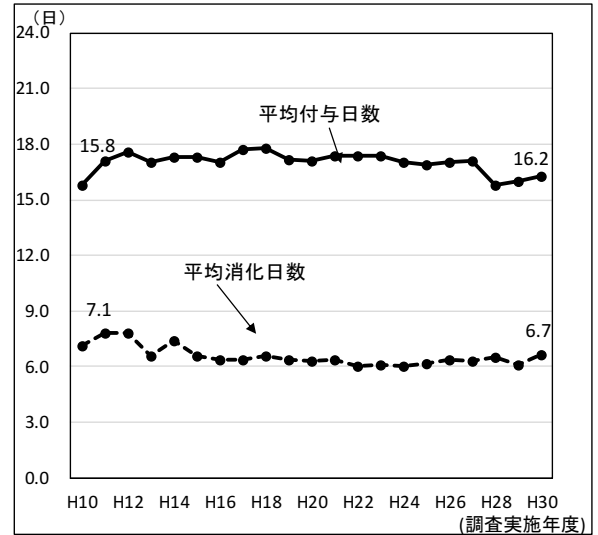
4 年間の休日・休暇〔第7表、第8表、第9表、第11表、第12表、第1図～第7図〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で107.1日、年次有給休暇の計画的付与を実施している事業所は23.6%であり、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均16.2日、消化日数は平均6.7日であった。

(1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で107.1日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の3.5%、「70～79日」は2.9%、「80～89日」は6.2%、「90～99日」は12.8%、「100～109日」は30.3%、「110～119日」は16.8%、「120日以上」は27.6%であった。

(2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で16.2日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で6.7日であり、ここ20年間はほぼ横ばい。(図2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移(H10～H30)



5 所定外労働時間について〔第10表〕

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所は89.7%であった。

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所数は、547事業所(89.7%)となっている。

また、特別条項付きの36協定を締結している事業所数は、389事業所(64.4%)となっている。

特別条項付きの36協定で1ヵ月の特別の延長時間を定めている事業所のうち、「月71～80時間」が17.0%、「月81～100時間」が5.2%、「月101時間超」が2.9%であった。

6 育児休業制度〔第13表、第14表、第15表、第16表〕

※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度(一定の場合には、子が2歳に達するまでの間、取得することができる)

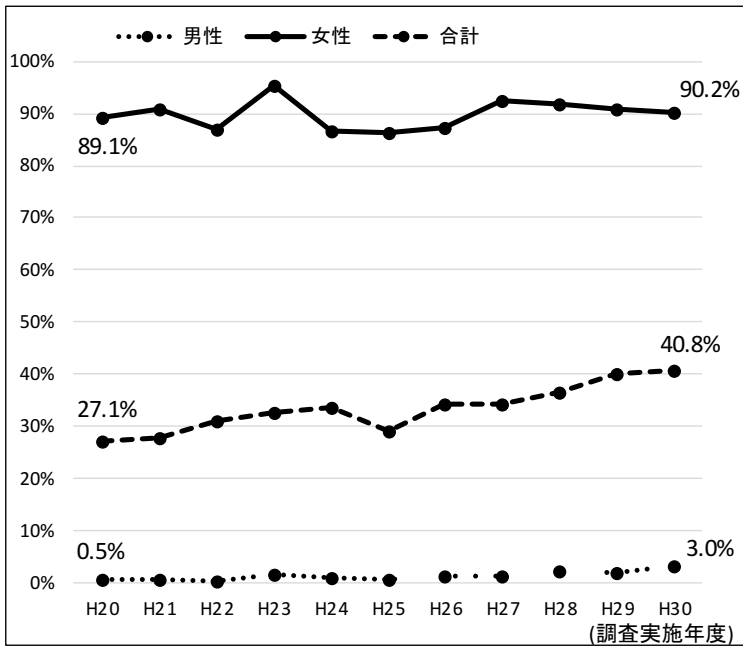
※ 出産または配偶者が出産した人数および育児休業の取得者数については調査実施年度の前年度(当年度調査においては平成29年度)の状況を集計したもの

育児休業制度について、87.6%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が90.2%、男性は3.0%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は70.9%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は74.0%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、539事業所(87.6%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は100%、従業員数100人以下は87.0%であった。

また、集計対象事業所において、平成29年度に出産または配偶者が出産した人は1,171人、うち育児休業を取得した人は478人、取得率は40.8%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は663人で、そのうち育児休業を開始した人は20人、取得率は3.0%、女性では出産した人が508人で、そのうち育児休業を開始した人は458人、取得率は90.2%であった。

【図3】男女別育児休業取得率の推移(H20～H30)



さらに、育児を行う者のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは 429 事業所(70.9%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは 449 事業所(74.0%)となった。

育児休業の取得率について、10年前(平成20年度)と比較すると、女性では89.1%から90.2%、男性では0.5%から3.0%へ、全体でも27.1%から40.8%へと上昇している。(図3)

7 子の看護休暇制度〔第17表、第18表〕

※ 子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、72.0%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、437 事業所(72.0%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は97.7%、従業員数100人以下は70.2%であった。

子の看護休暇制度の導入企業の推移

調査実施年度	H28	H29	H30
子の看護休暇制度の導入企業(%)	68.1	68.8	72.0

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業です。

8 介護休業及び介護休暇制度〔第19表、第20表、第21表、第22表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回休業することができる制度(期間は通算して93日まで)。介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度(対象となる家族が1人...年5日、2人以上...年10日)

介護休業制度については79.3%、介護休暇制度については71.7%の事業所が就業規則等で規定している。

(1)介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、490 事業所(79.3%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は100%、従業員数100人以下は77.8%であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は391 事業所(64.8%)、最も多く措置されているのは「1日の所定労働時間を短縮する制度」で339 事業所(56.2%)、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が108 事業所(17.9%)であった。

介護休業及び介護休暇制度の導入企業

調査実施年度	H28	H29	H30
介護休業制度の導入企業(%)	80.1	79.1	79.3
介護休暇制度の導入企業(%)	72.7	72.7	71.7

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業

(2)介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、436事業所(71.7%)であった。これを企業規模別の割合で見ると改正育児・介護休業法により平成24年6月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は95.3%であるのに対し、平成24年6月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は70.0%となっている。

9 高齢者の雇用について [第23表]

高齢者を雇用している事業所は、全体の66.7%であり、雇用形態としては「パートタイマー」が最も多い。

高齢者を雇用している事業所数は、412事業所となっている。また、その雇用形態としては、「パートタイマー」が260事業所で最も多く、次いで「正社員」が131事業所、「契約社員」が119事業所となっている。

10 非正社員の活用について [第24表、第25表、第26表、第27表、第8図]

非正社員の正社員化については、人材確保の観点から雇用管理のあり方を、今後見直すことを考えている企業が全体の49.9%であった。

非正社員を正社員として登用した事業所数は、271事業所となっている。また、その人数は417人であり、契約社員が246人と最も多かった。

正社員化された非正社員の内訳は、「契約社員」が59.0%、「パートタイマー」が27.8%、「派遣労働者」が7.9%、「臨時的雇用者」が2.9%、「出向社員」が2.4%となっている。

就業形態ごとの活用理由について、正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が91.0%、多様な正社員では「質の高い人材を確保するため」が9.8%、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が28.3%、臨時的雇用者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が11.7%、パートタイマーでは「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が49.2%、出向社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が5.6%、派遣労働者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が20.6%、その他では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が3.5%とそれぞれ最も高い数値を示した。

統 計 表

第1表 集計対象事業所

()は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	小計 10~299人	I~IV(10~299人)規模				V規模 300人以上
			I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	618 (100.0)	610 (98.7)	428 (69.3)	85 (13.8)	61 (9.9)	36 (5.8)	8 (1.3)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	50 (8.1)	50 (8.1)	40 (6.5)	8 (1.3)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)
製造業	132 (21.4)	129 (20.9)	80 (12.9)	21 (3.4)	17 (2.8)	11 (1.8)	3 (0.5)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	2 (0.3)	2 (0.3)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	12 (1.9)	12 (1.9)	8 (1.3)	1 (0.2)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)
運輸業, 郵便業	40 (6.5)	40 (6.5)	24 (3.9)	8 (1.3)	3 (0.5)	5 (0.8)	0 (0.0)
卸売業, 小売業	142 (23.0)	141 (22.8)	104 (16.8)	20 (3.2)	10 (1.6)	7 (1.1)	1 (0.2)
金融業, 保険業	17 (2.8)	17 (2.8)	16 (2.6)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業, 物品賃貸	10 (1.6)	10 (1.6)	6 (1.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)
学術研究, 専門・ 技術サービス業	16 (2.6)	16 (2.6)	14 (2.3)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)
宿泊業, 飲食サー ビス業	27 (4.4)	27 (4.4)	23 (3.7)	1 (0.2)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)
生活関連サービス 業, 娯楽業	13 (2.1)	13 (2.1)	12 (1.9)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育, 学習支援業	20 (3.2)	19 (3.1)	15 (2.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.2)
医療, 福祉	93 (15.0)	90 (14.6)	55 (8.9)	15 (2.4)	17 (2.8)	3 (0.5)	3 (0.5)
複合サービス事業	7 (1.1)	7 (1.1)	4 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.3)	1 (0.2)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	37 (6.0)	37 (6.0)	26 (4.2)	5 (0.8)	5 (0.8)	1 (0.2)	0 (0.0)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第2表 集計対象労働者

()は%

産業別 規模別	全規模 (総数)	I～IV(10～299人)規模					V規模 300人以上
		小計 10～299人	I 10～29人	II 30～49人	III 50～99人	IV 100～299人	
全産業	28,260 (100.0)	19,817 (70.1)	6,389 (22.6)	3,225 (11.4)	4,193 (14.8)	6,010 (21.3)	8,443 (29.9)
鉱業，採石業， 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	1,093 (3.9)	1,093 (3.9)	627 (2.2)	282 (1.0)	50 (0.2)	134 (0.5)	0 (0.0)
製造業	9,325 (33.0)	5,180 (18.3)	1,292 (4.6)	801 (2.8)	1,164 (4.1)	1,923 (6.8)	4,145 (14.7)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	65 (0.2)	65 (0.2)	20 (0.1)	45 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	504 (1.8)	504 (1.8)	144 (0.5)	49 (0.2)	98 (0.3)	213 (0.8)	0 (0.0)
運輸業，郵便業	1,511 (5.3)	1,511 (5.3)	344 (1.2)	316 (1.1)	235 (0.8)	616 (2.2)	0 (0.0)
卸売業，小売業	4,589 (16.2)	4,258 (15.1)	1,494 (5.3)	783 (2.8)	668 (2.4)	1,313 (4.6)	331 (1.2)
金融業，保険業	271 (1.0)	271 (1.0)	239 (0.8)	32 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業，物品賃貸	546 (1.9)	546 (1.9)	60 (0.2)	45 (0.2)	50 (0.2)	391 (1.4)	0 (0.0)
学術研究，専門・ 技術サービス業	484 (1.7)	484 (1.7)	222 (0.8)	0 (0.0)	63 (0.2)	199 (0.7)	0 (0.0)
宿泊業，飲食サー ビス業	715 (2.5)	715 (2.5)	217 (0.8)	37 (0.1)	78 (0.3)	383 (1.4)	0 (0.0)
生活関連サービス 業，娯楽業	211 (0.7)	211 (0.7)	167 (0.6)	44 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育，学習支援業	2,764 (9.8)	496 (1.8)	278 (1.0)	69 (0.2)	149 (0.5)	0 (0.0)	2,268 (8.0)
医療，福祉	4,609 (16.3)	2,910 (10.3)	781 (2.8)	550 (1.9)	1,193 (4.2)	386 (1.4)	1,699 (6.0)
複合サービス事業	426 (1.5)	426 (1.5)	63 (0.2)	0 (0.0)	145 (0.5)	218 (0.8)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	1,147 (4.1)	1,147 (4.1)	441 (1.6)	172 (0.6)	300 (1.1)	234 (0.8)	0 (0.0)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種別の初任給平均金額(産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高校卒	
		管理職 事務職 販売職	生産職
全産業	155,800 ^(円)	164,400 ^(円)	168,200 ^(円)
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-
建設業	165,000	178,800	186,300
製造業	157,200	165,000	167,600
卸売業，小売業	152,400	165,900	167,000
金融業，保険業	169,000	163,900	150,000
運輸業，郵便業	158,900	165,000	172,000
電気・ガス・熱供給・水道業	-	169,300	180,700
情報通信業	-	175,000	137,000
不動産業，物品賃貸業	155,000	164,200	156,900
学術研究，専門・ 技術サービス業	-	160,500	164,900
宿泊業，飲食サービス業	166,700	167,300	168,700
生活関連サービス業，娯楽業	155,000	172,100	151,900
教育，学習支援業	-	158,100	162,000
医療，福祉	149,200	153,700	159,200
複合サービス事業	164,000	155,800	147,700
サービス業 (他に分類されないもの)	153,700	161,800	167,000

短大・高専卒		大学卒	
管理職 事務職 販売職	技術職	管理職 事務職 販売職	技術職
(円) 174,300	(円) 178,500	(円) 189,800	(円) 194,900
-	-	-	-
193,400	200,600	209,600	214,500
174,800	177,300	195,600	196,500
177,100	179,500	192,800	206,200
175,400	200,000	199,700	207,000
172,000	180,900	186,700	194,100
181,000	188,100	196,700	195,500
186,000	176,700	195,700	197,000
174,200	164,000	188,700	174,000
177,700	181,300	184,000	192,600
177,600	167,500	194,800	177,200
180,700	159,100	198,400	169,000
178,500	172,800	183,100	184,700
163,600	176,000	172,400	185,100
163,400	157,800	175,400	173,400
166,800	171,600	178,200	182,800

※百円未満は切り上げています。「-」は、データが全くなかったものです。

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学歴別 男女別 年齢別 (歳)	中学校卒		高校卒			
	男性	女性	管理職 事務職 販売職		生産職	
			男性	女性	男性	女性
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	203,200	-	203,100	189,400	198,000	176,200
30	233,100	-	224,900	198,400	225,200	196,200
35	253,400	-	261,000	197,300	241,000	187,100
40	305,200	223,200	274,300	227,300	266,000	218,900
45	278,100	-	299,600	227,200	298,200	200,500
50	269,400	-	333,500	246,900	299,500	208,800
55	288,500	-	355,900	248,500	292,100	212,500
60	276,500	162,800	317,200	279,000	270,300	219,900

第5表 全産業・I～IV規模(10人～299人)

25	208,300	-	203,800	190,500	197,400	176,200
30	234,500	-	225,100	195,900	223,100	194,200
35	261,200	-	261,300	194,700	239,000	183,500
40	311,900	223,200	275,600	226,300	264,700	218,400
45	278,100	194,600	297,900	227,200	296,800	196,200
50	269,400	-	332,600	244,800	297,300	204,800
55	288,500	-	352,000	248,400	288,000	199,200
60	276,500	162,800	317,200	276,100	263,500	215,800

第6表 全産業・V規模(300人以上)

25	178,000	-	182,000	162,800	207,300	-
30	223,000	-	220,000	233,600	253,900	220,000
35	222,000	-	255,100	230,100	271,600	230,000
40	251,000	-	245,700	256,000	291,500	228,000
45	-	-	350,000	-	346,900	282,000
50	-	-	360,300	356,000	361,900	299,000
55	-	-	558,500	255,300	369,900	312,900
60	-	-	-	331,800	413,900	285,000

※「-」は、データが全くなかったものです。

短大・高専卒				大学卒			
管理職 事務職 販売職		技術職		管理職 事務職 販売職		技術職	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
203,700	188,500	205,500	198,400	214,800	205,900	218,300	213,600
233,400	201,800	231,100	208,600	246,100	218,100	255,500	256,000
258,200	211,800	242,800	228,100	276,200	230,800	282,800	271,100
283,200	226,400	266,000	247,400	312,700	267,200	296,100	283,700
306,000	232,200	310,400	255,200	345,500	251,900	340,400	351,800
311,100	234,800	331,300	295,900	392,000	254,700	386,400	368,500
340,500	245,100	356,600	274,400	409,300	264,700	433,400	382,300
313,800	240,100	344,200	251,000	330,200	327,200	378,600	443,200

206,000	189,100	200,700	185,100	214,400	203,500	216,900	207,400
234,200	199,600	231,800	196,800	244,900	217,400	254,400	240,100
255,500	213,700	241,500	221,100	275,500	230,800	276,000	262,200
286,500	223,500	266,300	225,200	311,000	266,600	288,000	267,800
306,600	231,300	304,700	219,700	341,900	248,200	330,500	330,100
313,400	234,800	336,800	285,100	384,300	254,700	377,300	334,200
345,100	242,200	352,100	254,400	404,900	264,700	420,200	356,600
312,900	238,100	338,100	206,900	214,400	203,500	244,900	217,400

183,400	174,600	224,500	278,200	231,600	227,700	236,400	242,800
225,100	225,500	228,300	255,700	263,300	239,000	271,900	271,900
252,600	179,900	258,600	277,000	286,400	229,800	355,100	294,700
235,400	255,700	263,200	336,100	367,700	271,000	435,300	363,000
296,000	284,700	351,300	361,600	376,500	317,000	471,700	387,800
238,000	-	293,500	335,400	445,600	254,700	451,400	505,900
238,000	276,000	374,400	374,600	435,500	-	504,300	459,300
325,000	250,000	371,700	339,100	443,300	-	727,100	558,700

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休2日制を		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全産業	(事業所)	605 (100)	560 (92.6)	245 (40.5)	66 (10.9)
	(適用労働者)	27,893 (100)	26,294 (94.3)	12,718 (45.6)	3,156 (11.3)
鉱業、採石業、砂利採取業	(事業所)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	(適用労働者)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	(事業所)	49 (100)	47 (95.9)	5 (10.2)	2 (4.1)
	(適用労働者)	1,055 (100)	1,025 (97.2)	210 (19.9)	39 (3.7)
製造業	(事業所)	131 (100)	127 (96.9)	32 (24.4)	22 (16.8)
	(適用労働者)	9,319 (100)	9,263 (99.4)	6,247 (67.0)	653 (7.0)
繊維関係	(事業所)	16 (100)	15 (93.8)	3 (18.8)	2 (12.5)
	(適用労働者)	311 (100)	300 (96.5)	53 (17.0)	26 (8.4)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	61 (100)	60 (98.4)	17 (27.9)	15 (24.6)
	(適用労働者)	6,892 (100)	6,872 (99.7)	5,297 (76.9)	531 (7.7)
その他	(事業所)	54 (100)	52 (96.3)	12 (22.2)	5 (9.3)
	(適用労働者)	2,116 (100)	2,091 (98.8)	897 (42.4)	96 (4.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	2 (100)	2 (100.0)	2 (100.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	65 (100)	65 (100.0)	65 (100.0)	- (0.0)
情報通信業	(事業所)	12 (100)	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)
	(適用労働者)	504 (100)	504 (100.0)	466 (92.5)	16 (3.2)
運輸業、郵便業	(事業所)	38 (100)	37 (97.4)	11 (28.9)	5 (13.2)
	(適用労働者)	1,498 (100)	1,469 (98.1)	546 (36.4)	106 (7.1)
卸売業、小売業	(事業所)	138 (100)	128 (92.8)	64 (46.4)	14 (10.1)
	(適用労働者)	4,554 (100)	4,289 (94.2)	2,078 (45.6)	612 (13.4)
金融業、保険業	(事業所)	17 (100)	17 (100.0)	15 (88.2)	1 (5.9)
	(適用労働者)	271 (100)	271 (100.0)	247 (91.1)	14 (5.2)
不動産業、物品賃貸業	(事業所)	10 (100)	9 (90.0)	4 (40.0)	1 (10.0)
	(適用労働者)	546 (100)	496 (90.8)	269 (49.3)	45 (8.2)
学術研究、専門・技術サービス業	(事業所)	16 (100)	15 (93.8)	13 (81.3)	1 (6.3)
	(適用労働者)	484 (100)	467 (96.5)	443 (91.5)	13 (2.7)
宿泊業、飲食サービス業	(事業所)	27 (100)	23 (85.2)	8 (29.6)	6 (22.2)
	(適用労働者)	715 (100)	584 (81.7)	87 (12.2)	57 (8.0)
生活関連サービス業、娯楽業	(事業所)	12 (100)	12 (100.0)	5 (41.7)	1 (8.3)
	(適用労働者)	211 (100)	211 (100.0)	74 (35.1)	6 (2.8)
教育、学習支援業	(事業所)	19 (100)	16 (84.2)	7 (36.8)	2 (10.5)
	(適用労働者)	2,730 (100)	2,675 (98.0)	184 (6.7)	49 (1.8)
医療、福祉	(事業所)	92 (100)	79 (85.9)	51 (55.4)	6 (6.5)
	(適用労働者)	4,596 (100)	3,972 (86.4)	1,253 (27.3)	1,441 (31.4)
複合サービス事業	(事業所)	6 (100)	5 (83.3)	- (0.0)	1 (16.7)
	(適用労働者)	208 (100)	190 (91.3)	- (0.0)	18 (8.7)
サービス業(他に分類されないもの)	(事業所)	36 (100)	31 (86.1)	18 (50.0)	3 (8.3)
	(適用労働者)	1,137 (100)	813 (71.5)	549 (48.3)	87 (7.7)

()は%

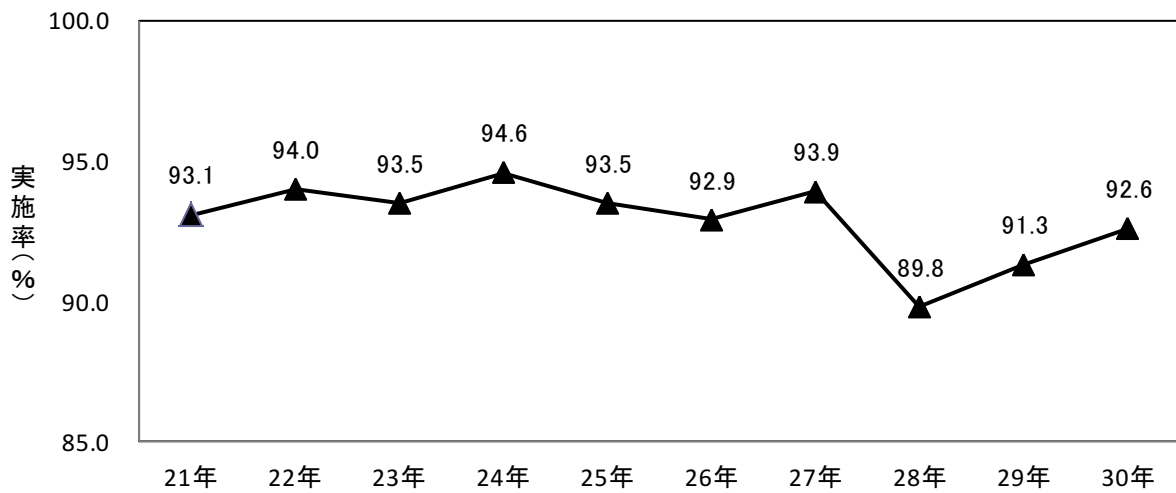
実 施				1週1日休み 又は 4週4日休み	1週に1日半休み	その他
隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制			
71 (11.7)	61 (10.1)	9 (1.5)	108 (17.9)	13 (2.1)	16 (2.6)	16 (2.6)
4,447 (15.9)	1,558 (5.6)	139 (0.5)	4,276 (15.3)	178 (0.6)	740 (2.7)	681 (2.4)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
12 (24.5)	15 (30.6)	2 (4.1)	11 (22.4)	- (0.0)	2 (4.1)	- (0.0)
201 (19.1)	325 (30.8)	29 (2.7)	221 (20.9)	- (0.0)	30 (2.8)	- (0.0)
22 (16.8)	23 (17.6)	3 (2.3)	25 (19.1)	3 (2.3)	- (0.0)	1 (0.8)
584 (6.3)	450 (4.8)	65 (0.7)	1,264 (13.6)	36 (0.4)	- (0.0)	20 (0.2)
2 (12.5)	7 (43.8)	- (0.0)	1 (6.3)	1 (6.3)	- (0.0)	- (0.0)
77 (24.8)	128 (41.2)	- (0.0)	16 (5.1)	11 (3.5)	- (0.0)	- (0.0)
10 (16.4)	4 (6.6)	1 (1.6)	13 (21.3)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.6)
254 (3.7)	90 (1.3)	32 (0.5)	668 (9.7)	- (0.0)	- (0.0)	20 (0.3)
10 (18.5)	12 (22.2)	2 (3.7)	11 (20.4)	2 (3.7)	- (0.0)	- (0.0)
253 (12.0)	232 (11.0)	33 (1.6)	580 (27.4)	25 (1.2)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	22 (4.4)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
10 (26.3)	2 (5.3)	- (0.0)	9 (23.7)	- (0.0)	1 (2.6)	- (0.0)
422 (28.2)	72 (4.8)	- (0.0)	323 (21.6)	- (0.0)	29 (1.9)	- (0.0)
12 (8.7)	9 (6.5)	- (0.0)	29 (21.0)	3 (2.2)	1 (0.7)	6 (4.3)
251 (5.5)	455 (10.0)	- (0.0)	893 (19.6)	35 (0.8)	17 (0.4)	213 (4.7)
1 (5.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
10 (3.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (10.0)
- (0.0)	13 (2.4)	11 (2.0)	158 (28.9)	- (0.0)	- (0.0)	50 (9.2)
- (0.0)	1 (6.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.3)
- (0.0)	11 (2.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	17 (3.5)
3 (11.1)	1 (3.7)	2 (7.4)	3 (11.1)	2 (7.4)	2 (7.4)	- (0.0)
15 (2.1)	13 (1.8)	19 (2.7)	393 (55.0)	16 (2.2)	115 (16.1)	- (0.0)
2 (16.7)	1 (8.3)	- (0.0)	3 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
38 (18.0)	16 (7.6)	- (0.0)	77 (36.5)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
3 (15.8)	2 (10.5)	- (0.0)	2 (10.5)	1 (5.3)	2 (10.5)	- (0.0)
2,360 (86.4)	30 (1.1)	- (0.0)	52 (1.9)	15 (0.5)	40 (1.5)	- (0.0)
4 (4.3)	2 (2.2)	- (0.0)	16 (17.4)	1 (1.1)	6 (6.5)	6 (6.5)
541 (11.8)	111 (2.4)	- (0.0)	626 (13.6)	8 (0.2)	257 (5.6)	359 (7.8)
1 (16.7)	1 (16.7)	- (0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	- (0.0)	- (0.0)
8 (3.8)	19 (9.1)	- (0.0)	145 (69.7)	18 (8.7)	- (0.0)	- (0.0)
1 (2.8)	3 (8.3)	1 (2.8)	5 (13.9)	2 (5.6)	2 (5.6)	1 (2.8)
17 (1.5)	43 (3.8)	15 (1.3)	102 (9.0)	50 (4.4)	252 (22.2)	22 (1.9)

※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第 8 表 企業規模別週休 2 日制の実施状況

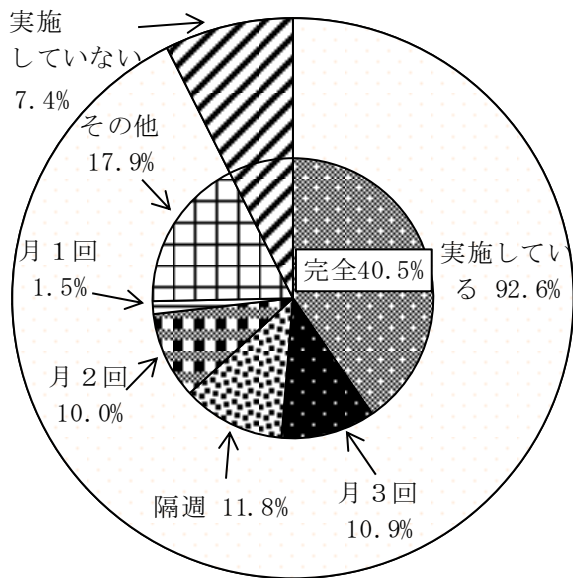
規模別	制度別	合計	週 休 2 日 制 を 実 施							1週1日休み 又は 4週4日休み	1週に1日 半休み	その他
			小計	完全 週休2日制	月3回 週休2日制	隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制			
全規模	(事業所)	606 (100)	561 (92.6)	245 (40.4)	66 (10.9)	71 (11.7)	61 (10.1)	9 (1.5)	109 (18.0)	13 (2.1)	16 (2.6)	16 (2.6)
	(適用労働者)	27,913 (100)	26,314 (94.3)	12,718 (45.6)	3,156 (11.3)	4,447 (15.9)	1,558 (5.6)	139 (0.5)	4,296 (15.4)	178 (0.6)	740 (2.7)	681 (2.4)
I 10~29人	(事業所)	419 (100)	389 (92.8)	174 (41.5)	43 (10.3)	50 (11.9)	47 (11.2)	8 (1.9)	67 (16.0)	12 (2.9)	11 (2.6)	7 (1.7)
	(適用労働者)	6,332 (100)	5,881 (92.9)	2,605 (41.1)	624 (9.9)	779 (12.3)	724 (11.4)	107 (1.7)	1,042 (16.5)	148 (2.3)	182 (2.9)	121 (1.9)
II 30~49人	(事業所)	83 (100)	79 (95.2)	24 (28.9)	12 (14.5)	11 (13.3)	10 (12.0)	1 (1.2)	21 (25.3)	1 (1.2)	1 (1.2)	2 (2.4)
	(適用労働者)	3,153 (100)	3,010 (95.5)	913 (29.0)	476 (15.1)	404 (12.8)	377 (12.0)	32 (1.0)	808 (25.6)	30 (1.0)	37 (1.2)	76 (2.4)
III 50~99人	(事業所)	61 (100)	52 (85.2)	25 (41.0)	7 (11.5)	7 (11.5)	3 (4.9)	- (0.0)	10 (16.4)	- (0.0)	2 (3.3)	7 (11.5)
	(適用労働者)	4,193 (100)	3,542 (84.5)	1,728 (41.2)	499 (11.9)	458 (10.9)	177 (4.2)	- (0.0)	680 (16.2)	- (0.0)	167 (4.0)	484 (11.5)
IV 100~299人	(事業所)	35 (100)	33 (94.3)	18 (51.4)	2 (5.7)	1 (2.9)	1 (2.9)	- (0.0)	11 (31.4)	0 (0.0)	2 (5.7)	0 (0.0)
	(適用労働者)	5,792 (100)	5,438 (93.9)	2,996 (51.7)	296 (5.1)	100 (1.7)	280 (4.8)	- (0.0)	1,766 (30.5)	0 (0.0)	354 (6.1)	0 (0.0)
V 300人以上	(事業所)	8 (100)	8 (100)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	8,443 (100)	8,443 (100)	4,476 (53.0)	1,261 (14.9)	2,706 (32.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)

第 1 図 最近 10 年間の週休 2 日制実施率の推移(事業所)

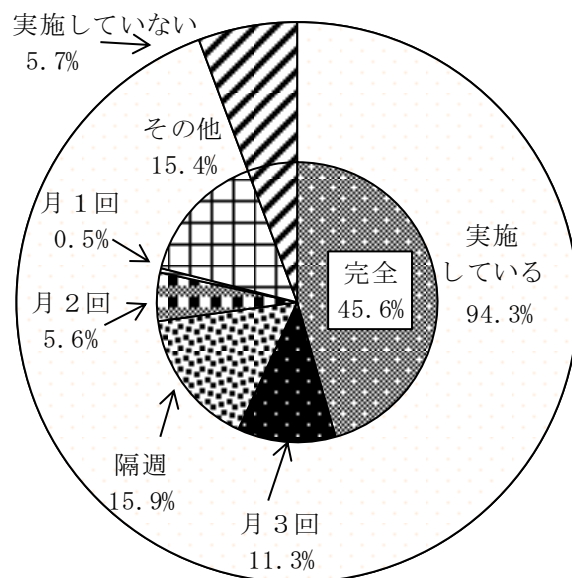


※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

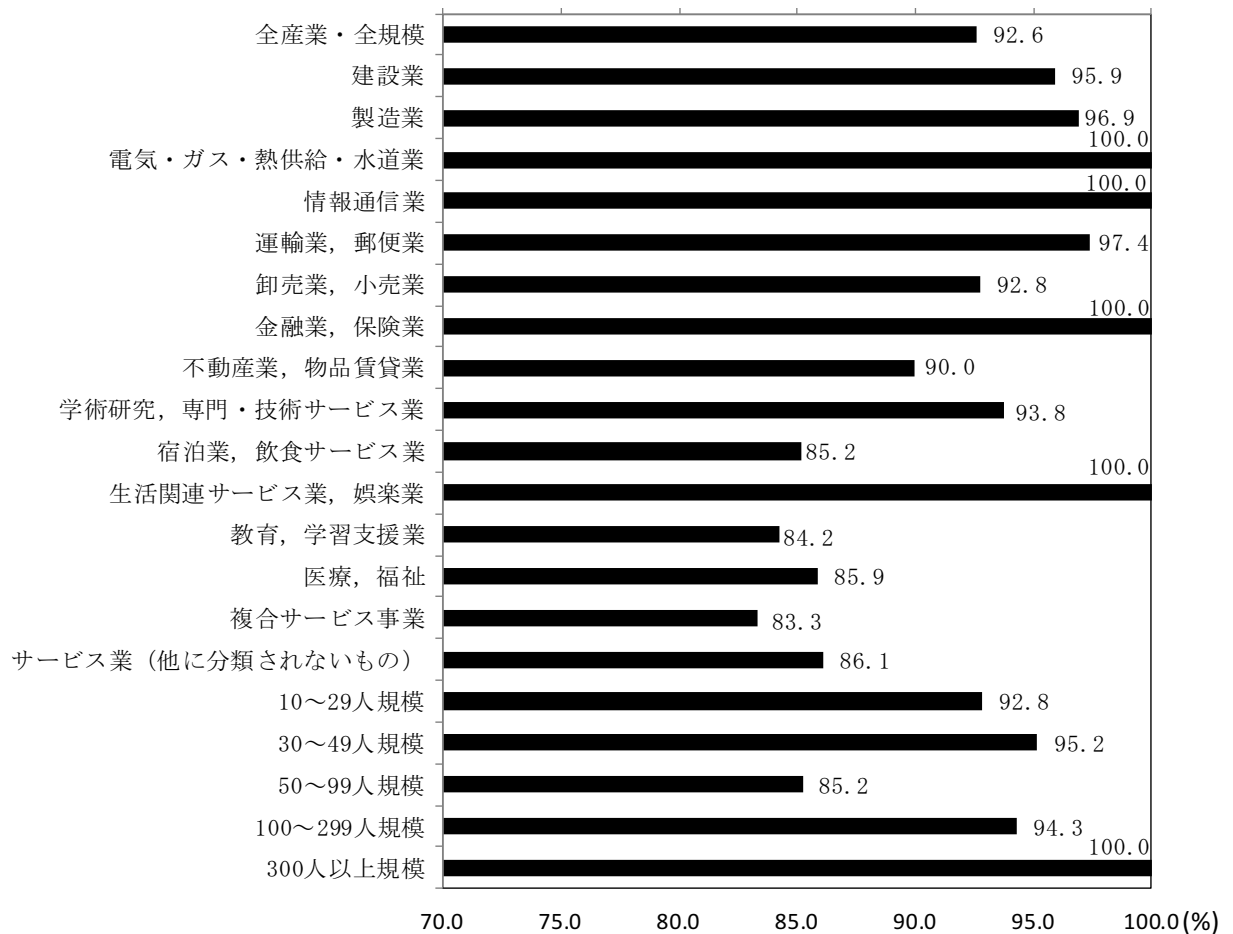
第2図 週休2日制の実施状況(事業所)



第3図 週休2日制の実施状況(適用労働者)



第4図 週休2日制の実施状況(事業所)



第9表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計		70日未満		70～79日		平均日数		
			平均日数		平均日数		平均日数			
全 産 業	(事業所)	595	(100)	107.1	21	(3.5)	54.6	17	(2.9)	73.8
	(適用労働者)	27,823	(100)		319	(1.1)		461	(1.7)	
鉱業，採石業，砂利採取業	(事業所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(適用労働者)	-			-			-		
建 設 業	(事業所)	50	(100)	95.0	3	(6.0)	53.0	2	(4.0)	70.0
	(適用労働者)	1,093	(100)		62	(5.7)		14	(1.3)	
製 造 業	(事業所)	128	(100)	105.1	3	(2.3)	46.3	1	(0.8)	72.0
	(適用労働者)	9,263	(100)		38	(0.4)		11	(0.1)	
織 維 関 係	(事業所)	16	(100)	98.2	1	(6.3)	32.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	311	(100)		11	(3.5)		-	(0.0)	
機械金属・電気電子関係	(事業所)	60	(100)	108.6	1	(1.7)	41.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	6,872	(100)		13	(0.2)		-	(0.0)	
そ の 他	(事業所)	52	(100)	103.1	1	(1.9)	66.0	1	(1.9)	72.0
	(適用労働者)	2,080	(100)		14	(0.7)		11	(0.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	2	(100)	123.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	65	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
情 報 通 信 業	(事業所)	12	(100)	120.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	504	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
運 輸 業 ， 郵 便 業	(事業所)	37	(100)	108.7	2	(5.4)	57.5	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,465	(100)		38	(2.6)		-	(0.0)	
卸 売 業 ， 小 売 業	(事業所)	135	(100)	107.9	4	(3.0)	48.3	2	(1.5)	75.0
	(適用労働者)	4,512	(100)		54	(1.2)		40	(0.9)	
金 融 業 ， 保 険 業	(事業所)	17	(100)	121.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	271	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	(事業所)	10	(100)	107.7	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	546	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
学術研究，専門・技術サービス業	(事業所)	16	(100)	117.4	1	(6.3)	58.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	484	(100)		13	(2.7)		-	(0.0)	
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	(事業所)	26	(100)	90.5	3	(11.5)	59.0	4	(15.4)	73.8
	(適用労働者)	626	(100)		9	(1.4)		74	(11.8)	
生活関連サービス業，娯楽業	(事業所)	10	(100)	107.1	1	(10.0)	68.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	166	(100)		6	(3.6)		-	(0.0)	
教 育 ， 学 習 支 援 業	(事業所)	20	(100)	108.9	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	2,764	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
医 療 ， 福 祉	(事業所)	88	(100)	111.9	-	(0.0)	-	6	(6.8)	74.7
	(適用労働者)	4,491	(100)		-	(0.0)		68	(1.5)	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	(事業所)	7	(100)	102.1	1	(14.3)	69.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	426	(100)		18	(4.2)		-	(0.0)	
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	(事業所)	37	(100)	110.6	3	(8.1)	56.0	2	(5.4)	75.0
	(適用労働者)	1,147	(100)		81	(7.1)		254	(22.1)	

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

()は%

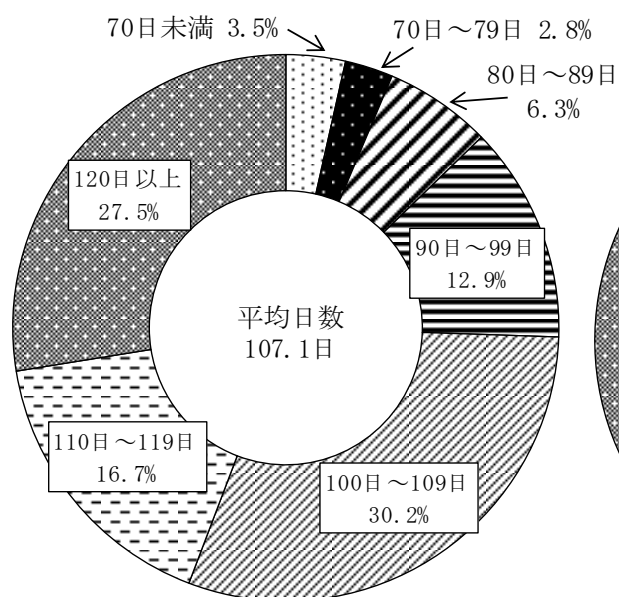
80～89日		90～99日		100～109日		110～119日		120日以上						
	平均 日数		平均 日数		平均 日数		平均 日数		平均 日数					
37	(6.2)	86.2	76	(12.8)	95.6	180	(30.3)	105.1	100	(16.8)	114.2	164	(27.6)	125.3
790	(2.8)		2310	(8.3)		9042	(32.5)		4772	(17.2)		10129	(36.4)	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	(26.0)	86.7	11	(22.0)	93.7	11	(22.0)	102.8	8	(16.0)	113.8	2	(4.0)	125.0
193	(17.7)		211	(19.3)		281	(25.7)		289	(26.4)		43	(3.9)	
8	(6.3)	87.5	30	(23.4)	96.4	40	(31.3)	104.6	26	(20.3)	115.3	20	(15.6)	123.1
246	(2.7)		619	(6.7)		1,252	(13.5)		1,583	(17.1)		5,514	(59.5)	
1	(6.3)	87.0	8	(50.0)	96.9	3	(18.8)	104.7	1	(6.3)	119.0	2	(12.5)	122.0
8	(2.6)		200	(64.3)		39	(12.5)		15	(4.8)		38	(12.2)	
1	(1.7)	87.0	10	(16.7)	96.3	20	(33.3)	105.2	18	(30.0)	115.9	10	(16.7)	123.6
56	(0.8)		216	(3.1)		608	(8.8)		1,230	(17.9)		4,749	(69.1)	
6	(11.5)	87.7	12	(23.1)	96.3	17	(32.7)	103.9	7	(13.5)	113.4	8	(15.4)	122.6
182	(8.8)		203	(9.8)		605	(29.1)		338	(16.3)		727	(35.0)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	2	(100.0)	123.0
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	65	(100.0)	
-	(0.0)	-	1	(8.3)	1	2	(16.7)	108.0	1	(8.3)	118.0	8	(66.7)	126.5
-	(0.0)	-	23	(4.6)		37	(7.3)		22	(4.4)		422	(83.7)	
-	(0.0)	-	5	(13.5)	93.6	13	(35.1)	104.7	7	(18.9)	115.6	10	(27.0)	127.0
-	(0.0)	-	223	(15.2)		403	(27.5)		376	(25.7)		425	(29.0)	
6	(4.4)	84.7	8	(5.9)	96.6	57	(42.2)	105.6	27	(20.0)	113.0	31	(23.0)	124.6
92	(2.0)		253	(5.6)		2,012	(44.6)		831	(18.4)		1,230	(27.3)	
-	(0.0)	-	1	(5.9)	93.0	1	(5.9)		1	(5.9)		14	(82.4)	125.0
-	(0.0)	-	14	(5.2)		10	(3.7)		28	(10.3)		219	(80.8)	
-	(0.0)	-	3	(30.0)	96.0	3	(30.0)	104.7	2	(20.0)	113.5	2	(20.0)	124.0
-	(0.0)	-	174	(31.9)		259	(47.4)		56	(10.3)		57	(10.4)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	2	(12.5)	104.8	2	(12.5)	119.0	11	(68.8)	124.8
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	22	(4.5)		28	(5.8)		421	(87.0)	
5	(19.2)	85.0	5	(19.2)	96.0	7	(26.9)	105.7	1	(3.8)	110.0	1	(3.8)	127.0
150	(24.0)		299	(47.8)		74	(11.8)		7	(1.1)		13	(2.1)	
1	(10.0)	84.0	1	(10.0)	92.0	2	(20.0)	105.5	1	(10.0)	115.0	4	(40.0)	125.3
16	(9.6)		44	(26.5)		39	(23.5)		12	(7.2)		49	(29.5)	
2	(10.0)	87.0	4	(20.0)	95.5	5	(25.0)	102.2	2	(10.0)	113.0	7	(35.0)	126.4
57	(2.1)		92	(3.3)		2,377	(86.0)		44	(1.6)		194	(7.0)	
1	(1.1)	89.0	4	(4.5)	96.3	29	(33.0)	106.4	17	(19.3)	113.6	31	(35.2)	126.0
26	(0.6)		256	(5.7)		2,079	(46.3)		1,363	(30.3)		699	(15.6)	
-	(0.0)	-	2	(28.6)	96.0	1	(14.3)	101.0	2	(28.6)	113.0	1	(14.3)	127.0
-	(0.0)	-	87	(20.4)		8	(1.9)		95	(22.3)		218	(51.2)	
1	(2.7)	85.0	1	(2.7)	98.0	7	(18.9)	103.9	3	(8.1)	113.7	20	(54.1)	126.2
10	(0.9)		15	(1.3)		189	(16.5)		38	(3.3)		560	(48.8)	

第10表 労働協定の締結

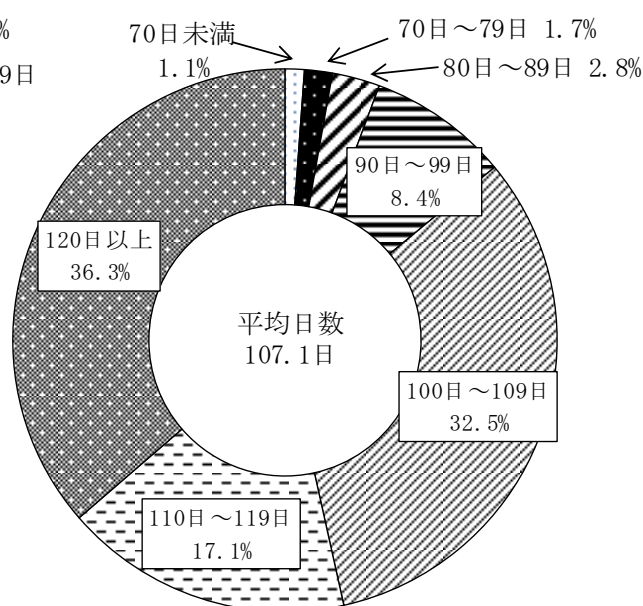
制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの労働協定(36協定)		1カ月の特別延長時間 回答のあった事業所
	締結している	締結していない	締結している	締結していない	
全産業	547 (89.7)	63 (10.3)	389 (64.4)	215 (35.6)	382 (100)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	42 (89.4)	5 (10.6)	27 (57.4)	20 (42.6)	27 (100)
製造業	122 (92.4)	10 (7.6)	99 (76.7)	30 (23.3)	99 (100)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (100.0)	- (0.0)	2 (100.0)	- (0.0)	2 (100)
情報通信業	12 (100.0)	- (0.0)	12 (100.0)	- (0.0)	11 (100)
運輸業、郵便業	38 (97.4)	1 (2.6)	29 (74.4)	10 (25.6)	29 (100)
卸売業、小売業	124 (88.6)	16 (11.4)	91 (65.0)	49 (35.0)	89 (100)
金融業、保険業	16 (94.1)	1 (5.9)	7 (41.2)	10 (58.8)	7 (100)
不動産業、物品賃貸業	9 (90.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	8 (100)
学術研究、専門・技術サービス業	11 (68.8)	5 (31.3)	8 (57.1)	6 (42.9)	7 (100)
宿泊業、飲食サービス業	20 (74.1)	7 (25.9)	15 (55.6)	12 (44.4)	14 (100)
生活関連サービス業、娯楽業	11 (91.7)	1 (8.3)	6 (50.0)	6 (50.0)	6 (100)
教育、学習支援業	16 (84.2)	3 (15.8)	8 (44.4)	10 (55.6)	8 (100)
医療、福祉	84 (90.3)	9 (9.7)	46 (49.5)	47 (50.5)	44 (100)
複合サービス事業	7 (100.0)	- (0.0)	6 (85.7)	1 (14.3)	6 (100)
サービス業(他に分類されないもの)	33 (89.2)	4 (10.8)	25 (67.6)	12 (32.4)	25 (100)

※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第5図 年間休日日数(事業所)



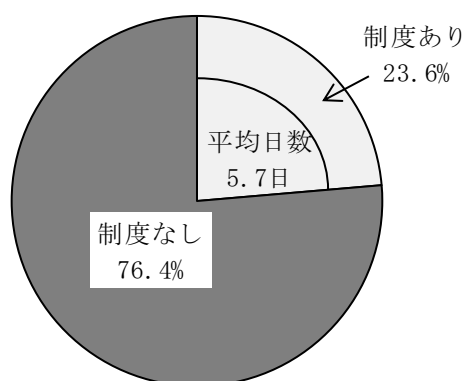
第6図 年間休日日数(適用労働者)



()は%

1カ月の特別延長時間						
～45時間	46～50時間	51～60時間	61～70時間	71～80時間	81～100時間	101時間～
195 (51.0)	19 (5.0)	46 (12.0)	26 (6.8)	65 (17.0)	20 (5.2)	11 (2.9)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
18 (66.7)	- (0.0)	3 (11.1)	1 (3.7)	4 (14.8)	- (0.0)	1 (3.7)
35 (35.4)	5 (5.1)	16 (16.2)	9 (9.1)	22 (22.2)	7 (7.1)	5 (5.1)
2 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
7 (63.6)	- (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	- (0.0)	- (0.0)
8 (27.6)	3 (10.3)	2 (6.9)	3 (10.3)	7 (24.1)	4 (13.8)	2 (6.9)
40 (44.9)	7 (7.9)	12 (13.5)	7 (7.9)	19 (21.3)	2 (2.2)	2 (2.2)
4 (57.1)	- (0.0)	3 (42.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
5 (62.5)	- (0.0)	1 (12.5)	- (0.0)	2 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)
3 (42.9)	- (0.0)	2 (28.6)	- (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	- (0.0)
7 (50.0)	- (0.0)	1 (7.1)	2 (14.3)	3 (21.4)	1 (7.1)	- (0.0)
6 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
3 (37.5)	1 (12.5)	- (0.0)	2 (25.0)	- (0.0)	2 (25.0)	- (0.0)
39 (88.6)	3 (6.8)	1 (2.3)	1 (2.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
3 (50.0)	- (0.0)	2 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	1 (16.7)	- (0.0)
15 (60.0)	- (0.0)	2 (8.0)	- (0.0)	5 (20.0)	2 (8.0)	1 (4.0)

第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第 11 表 休日・休暇について(事業所平均)

(単位：日)

産業別	総休日日数	週休日	週休日以外					
			年未年始	祝日	夏期休暇	メーデー	その他	
全 産 業	107.1	86.8	20.4	5.0	9.9	3.2	0.0	2.3
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	95.0	70.5	24.5	6.4	11.2	4.4	0.0	2.5
製造業	105.1	80.5	24.6	6.4	10.9	4.6	0.1	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	123.0	100.5	22.5	5.0	15.5	1.5	0.0	0.5
情報通信業	120.3	96.9	23.4	5.7	13.4	3.6	0.1	0.7
運輸業，郵便業	108.7	87.8	21.0	4.5	10.1	3.4	0.1	2.9
卸売業，小売業	108.0	90.7	17.2	4.3	8.1	2.8	0.0	2.1
金融業，保険業	121.5	98.9	22.6	5.2	14.1	1.9	0.0	1.4
不動産業，物品賃貸業	107.7	87.1	20.6	4.5	8.6	2.7	0.0	4.8
学術研究，専門・技術サービス業	117.4	93.0	24.4	6.2	14.2	3.2	0.1	0.8
宿泊業，飲食サービス業	90.5	85.8	4.7	2.0	1.1	1.2	0.0	0.5
生活関連サービス業，娯楽業	107.1	88.2	18.9	3.5	7.6	2.6	0.0	5.2
教育，学習支援業	110.2	85.6	24.6	6.3	12.3	4.1	0.0	1.9
医療，福祉	112.1	94.6	17.4	3.9	9.4	2.1	0.0	2.0
複合サービス事業	102.1	81.1	21.0	4.6	14.4	2.0	0.0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	110.6	86.5	24.1	5.5	12.0	3.0	0.1	3.4

※単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第 12 表 年休・所定内労働時間(事業所平均)

産業別	年休の一人平均付与日数 (日)	年休の一人平均消化日数 (日)	年休の一人平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	16.2	6.7	41.0%	7	45	39	27
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建設業	16.1	6.6	41.1%	7	36	40	33
製造業	16.1	7.2	44.9%	7	43	39	17
電気・ガス・熱供給・水道業	16.9	9.5	56.2%	7	50	40	0
情報通信業	18.4	9.8	53.5%	7	39	38	36
運輸業，郵便業	17.7	6.0	34.1%	7	48	39	36
卸売業，小売業	16.1	5.3	32.9%	7	47	39	24
金融業，保険業	19.4	8.9	45.8%	7	39	38	53
不動産業，物品賃貸業	15.5	7.1	45.6%	7	45	39	15
学術研究，専門・技術サービス業	18.7	8.9	47.4%	7	48	39	27
宿泊業，飲食サービス業	12.9	4.7	36.6%	7	47	41	3
生活関連サービス業，娯楽業	17.1	7.1	41.5%	7	39	38	51
教育，学習支援業	16.8	6.2	36.6%	7	45	38	29
医療，福祉	15.6	7.1	45.8%	7	52	39	30
複合サービス事業	17.9	5.1	28.8%	7	36	38	47
サービス業（他に分類されないもの）	16.0	7.7	48.0%	7	41	38	47

第 13 表 育児休業制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	539 (87.6%)	495 (87.0%)	43 (100.0%)
就業規則等への定めなし	76 (12.4%)	74 (13.0%)	0 (0.0%)
合 計	615 (100.0%)	569 (100.0%)	43 (100.0%)

第 14 表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成 29 年度に育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数	
男性	663 人	20 人	(3.0%)
女性	508 人	458 人	(90.2%)
合計	1,171 人	478 人	(40.8%)

第 15 表 育児のための所定外労働の免除制度

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	429 (70.9%)	387 (69.2%)	41 (95.3%)
子が3歳に達するまで	262 (43.3%)	238 (42.6%)	23 (53.5%)
小学校に入学するまで	140 (23.1%)	126 (22.5%)	14 (32.6%)
小学校に入学した後も利用可能	27 (4.5%)	23 (4.1%)	4 (9.3%)
就業規則等への定めなし	176 (29.1%)	172 (30.8%)	2 (4.7%)
合 計	605 (100.0%)	559 (100.0%)	43 (100.0%)

第 16 表 育児のための短時間勤務制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	449 (74.0%)	406 (72.4%)	42 (97.7%)
子が3歳に達するまで	265 (43.7%)	243 (43.3%)	21 (48.8%)
小学校に入学するまで	115 (18.9%)	105 (18.7%)	10 (23.3%)
小学校に入学した後も利用可能	47 (7.7%)	37 (6.6%)	10 (23.3%)
その他	22 (3.6%)	21 (3.7%)	1 (2.3%)
就業規則等への定めなし	158 (26.0%)	155 (27.6%)	1 (2.3%)
合 計	607 (100.0%)	561 (100.0%)	43 (100.0%)

第 17 表 子の看護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	437 (72.0%)	394 (70.2%)	42 (97.7%)
小学校に入学するまで	392 (64.6%)	356 (63.5%)	35 (81.4%)
小学校に入学した後も利用可能	45 (7.4%)	38 (6.8%)	7 (16.3%)
就業規則等への定めなし	170 (28.0%)	167 (29.8%)	1 (2.3%)
合 計	607 (100.0%)	561 (100.0%)	43 (100.0%)

第 18 表 子の看護休暇の取得者数

	取得者数			
		5日未満	5～10日	11日以上
男 性	60 人	50 人	9 人	1 人
女 性	339 人	205 人	128 人	6 人
合 計	399 人	255 人	137 人	7 人

第 19 表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	490 (79.3%)	446 (77.8%)	43 (100.0%)
就業規則等への定めなし	128 (20.7%)	127 (22.2%)	0 (0.0%)
合 計	618 (100.0%)	573 (100.0%)	43 (100.0%)

第 20 表 介護休業の取得状況（集計対象事業所で平成 29 年度に介護休業を取得した労働者数）

男性	女性	合計
13 人	20 人	33 人

第 21 表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置(複数回答)

項 目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	391 (64.8%)
1日の所定労働時間を短縮する制度	339 (56.2%)
始業・就業時刻の繰下げ・繰上げ	108 (17.9%)
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	72 (11.9%)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	39 (6.5%)
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務・特定曜日勤務等）	34 (5.6%)
フレックスタイム制	30 (5.0%)
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	8 (1.3%)
制度なし	212 (35.2%)
合 計	603

第 22 表 介護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	436 (71.7%)	394 (70.0%)	41 (95.3%)
就業規則等への定めなし	172 (28.3%)	169 (30.0%)	2 (4.7%)
合 計	608 (100.0%)	563 (100.0%)	43 (100.0%)

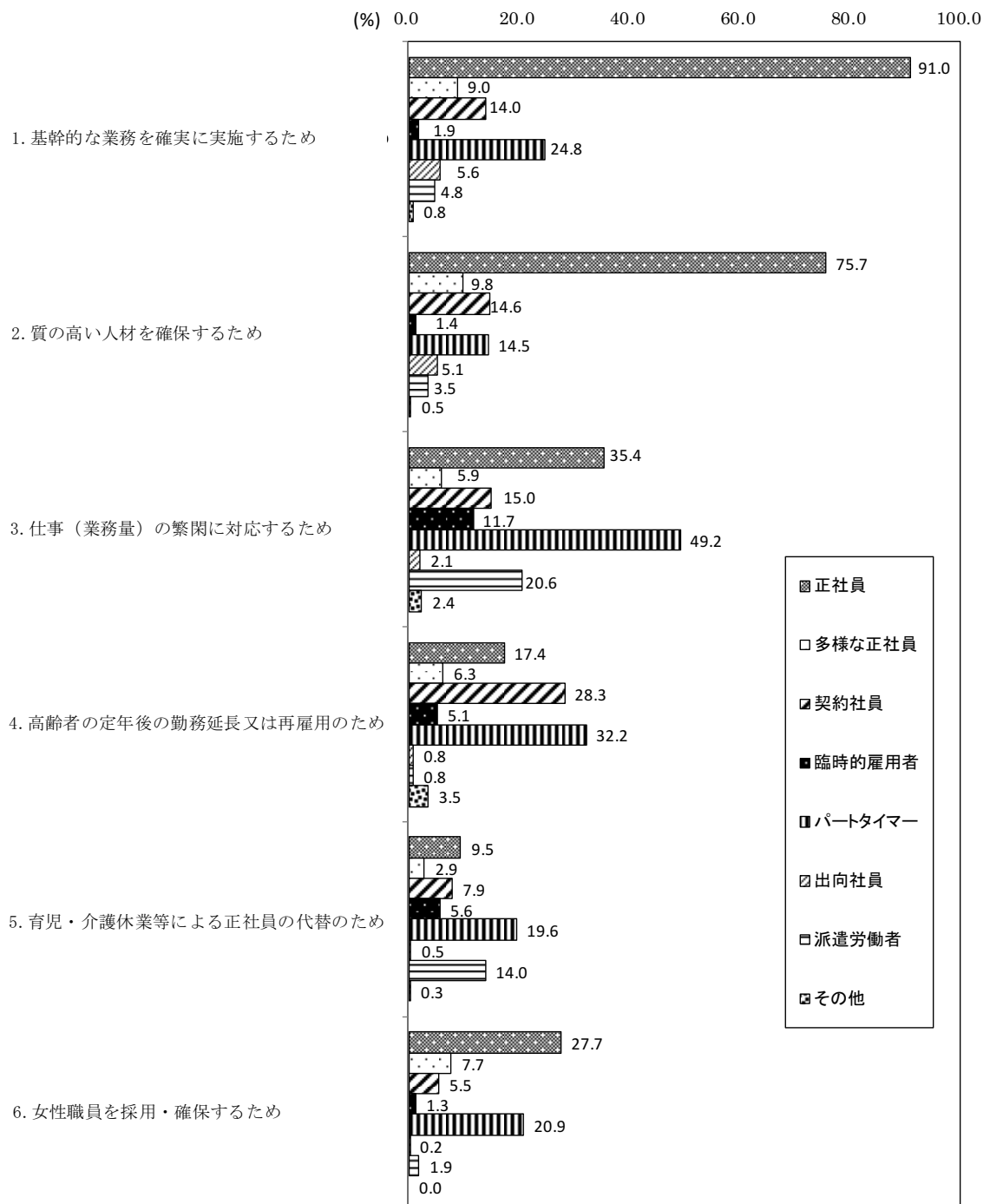
第23表 高年齢者の雇用形態(複数回答)

項目	事業所数	
高年齢者を雇用している事業所	412 (66.7%)	
雇用形態	正社員	131 (21.2%)
	契約社員	119 (19.3%)
	パートタイマー	260 (42.1%)
	その他	37 (6.0%)
高年齢者を雇用していない	206 (33.3%)	
合計	618	

第24表 就業形態変更制度の有無

項目	事業所数
ある	156 (26.3%)
一部ある	172 (29.0%)
ない	266 (44.8%)
合計	594 (100.0%)

第8図 非正社員を活用している理由(複数回答)



第25表 正社員登用制度の有無

項 目	事業所数
ある	272 (46.3%)
ない	316 (53.7%)
合 計	588 (100.0%)

第26表 雇用管理の見直しについて

項 目	事業所数
考えている	290 (49.9%)
考えていない	291 (50.1%)
合 計	581 (100.0%)

第27表 非正社員等の正社員化の実績

() は%

区 分	正社員登用実績事業所数	正社員化した非正社員の数 (人)					
		契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者	
全産業	271	417	246 (59.0)	12 (2.9)	116 (27.8)	10 (2.4)	33 (7.9)
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建設業	13	5	4 (80.0)	0	1 (20.0)	0	0
製造業	49	66	33 (50.0)	0	20 (30.3)	0	13 (19.7)
卸売業，小売業	57	71	33 (46.5)	1 (1.4)	33 (46.5)	0	4 (5.6)
金融業，保険業	9	43	25 (58.1)	0	1 (2.3)	9 (20.9)	8 (18.6)
運輸業，郵便業	17	52	36 (69.2)	0	15 (28.8)	1 (1.9)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	0	0	0	0
情報通信業	8	1	0	0	1 (100.0)	0	0
不動産業，物品賃貸業	7	10	5 (50.0)	0	5 (50.0)	0	0
学術研究，専門・技術サービス業	6	5	4 (80.0)	0	1 (20.0)	0	0
宿泊業，飲食サービス業	14	7	1 (14.3)	0	6 (85.7)	0	0
生活関連サービス業，娯楽業	4	4	1 (25.0)	0	3 (75.0)	0	0
教育，学習支援業	9	52	45 (86.5)	0	7 (13.5)	0	0
医療，福祉	53	69	34 (49.3)	8 (11.6)	19 (27.5)	0 (0.0)	8 (11.6)
複合サービス事業	4	8	5 (62.5)	3 (37.5)	0	0	0
サービス業（他に分類されないもの）	19	24	20 (83.3)	0	4 (16.7)	0	0

※端数を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合があります。

5 育児休業制度等について

(1) 育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

※ 育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人ですか。

イ	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	女性	男性
	の出生者数（配偶者が出産した男性を含む）	①	②
ロ	イのうち平成30年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性 ③	男性 ④

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2
子が小学校に入学するまで	子が小学校に入学した後も利用可能
	3

※ 子の看護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている病欠・けがをした子の看護、子の予防接種、健康診断等のために取得できる休暇制度をいいます。

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

	5日未満	5～10日	11日以上	計
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

(5) 育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし	
1	2	
子が3歳に達するまで	子が小学校に入学前まで	子が小学校に入学以降も利用可能
	3	4

(6) 育児のための短時間勤務制度を定めていますか。

制度がある	制度はない		
1	2		
子が3歳に達するまで	子が小学校に入学前まで	子が小学校に入学以降も利用可能	その他
	3	4	5

6 介護休業制度等について

(1) 介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

※ 介護休業制度とは、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の小護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2) 家族の小護のため介護休業を取得した者は何人ですか。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間)

男性	人	女性	人
同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。			

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

※ 介護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の小護を行う労働者が取得できる短期の休暇制度をいいます。介護休業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	制度はない
1	2

※ (設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)

1	1日の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

7 高齢者の雇用について

※ 貴事業所では65歳以上の高齢者を雇用していますか。

雇用している	雇用していない
1	2

※ (雇用形態に該当するすべての番号に○印をつけてください。)

1	正社員
2	契約社員
3	パートタイマー
4	その他

※ 各雇用形態の区分については、別添の記入要領を参考にしてください。

8 雇用管理について

※各就業形態の区分については、明細の記入要領を参考にしてください。

(1) 御社の雇用管理における就業形態についてお聞かせください。各就業形態ごとに導入している理由をそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい。(複数回答可)。

活用理由	就業形態						その他
	正社員	多様な正社員※	契約社員	臨時雇用者	パートタイマー	出向社員	
1 基幹的な業務を確実に実施するため							
2 質の高い人材を確保するため							
3 仕事(業務)の繁閑に対応するため							
4 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため							
5 専任・介働体系等による正社員の代替のため							
6 女性職員を採用・確保するため							

※正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員

(2) 社員の希望に従って(1)でお聞きした就業形態を変更する制度等がありますか。

ある	一部ある	ない
1	2	3

(3) 契約社員等(※)を正社員又は多様な正社員として登用する制度がありますか。

ある	ない
1	2

※正社員または多様な正社員を除く労働者

(4) (3)で「ある」と回答したうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人

(5) 御社において、人材確保の観点から7(1)~(3)といった雇用管理のあり方を、今後見直すことをお考えですか。

考えている	考えていない
1	2

※ 御協力ありがとうございます。同封の返信用封筒にてご返送願います。(返信郵便料金は当方で負担いたします。)

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成 31 年 3 月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話 : 076-225-1531 FAX : 076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日 13:30～16:00 に開催

ホームページ

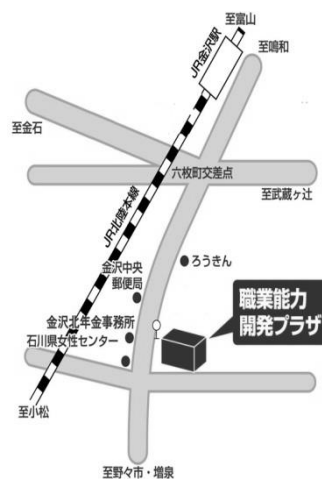
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

携帯サイト

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/index.html>

E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

●JR 金沢駅兼六園口より徒歩約8分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (日・祝・年末年始除く)